

令和 6 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和6年12月26日（木）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和6年度第9回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年12月26日（木）午後2時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水	20番 篠宮
22番 飯塚	23番 佐藤	24番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島	片桐
高島	笠原	小林	白滝
横田	清水	野村	長野
穂苅			

2 欠席委員

農地利用最適化推進委員

野島	荻原	上原	平野
----	----	----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	主任	中村
中郷区駐在室	副主任	丸山
板倉区駐在室	副主任	宮尾
清里区駐在室	副主任	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 吉村	22番 飯塚
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
- 議案第4号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

2 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 4 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 9 番 吉村委員 議席番号 22 番 飯塚委員 の両名を指名します。
	<上越市農業委員会憲章の唱和> (総会で唱和したため省略)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 379 番から 410 番までの 32 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	農業委員会事務局 中村です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約です。 内訳といたしまして、不換地が 1 件、他者へ貸付予定が 11 件、休耕が 3 件、他者へ貸付が 7 件、地主耕作が 3 件、他者へ売却が 6 件、経営基盤法再契約が 1 件となっております。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
吉村委員	不換地とはどういった意味なののでしょうか。

(事務局) 中村	従前の土地の所有者の申出又は同意に基づき、従前の土地に対応する換地を定めないことをいいます。なお、その際に所有者は換地清算金の支払いを受けます。
議長	その他、質問はありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	他に質問等がないので、報告第1号の32件を承認します。
議長	<報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」> 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号11番の1件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは7頁をご覧ください。 報告第2号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「通路」1件です。 アパートの通路部分として利用されていた箇所について、届出があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。
議長	<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」> 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号136番から151番の16件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは8頁をご覧ください。 報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」4件、「駐車場」3件、「長屋住宅及び駐車場」2件、「一般個人住宅及び駐車場」1件、「通路」1件、「集合住宅」1件、「宅地造成」1件、「資材置場」1件、「老人ホーム」1件、「仮説現場事務所及び駐車場」1件です。

	また、転用面積が 1,000 ㎡を超える 136 番、146 番、147 番、151 番については 12 頁以降に位置図を添付しておりますのでご覧ください。 以上です。 ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
議長	長屋住宅とはどういうものですか。
高島委員 (事務局) 中村	共用部がなく、入口が各部屋に直接つながっている賃貸住宅のことをいいます。 一つの建物に独立した複数の玄関があり、隣の家と壁を共有する構造となっています。 エントランスや廊下、階段、エレベーターなどもすべて独立しており、他の住人と共有することはありません。
	他にありませんか。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、報告第 3 号の 16 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 31 番から 36 番の 6 件を上程します。
議長	事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは 16 頁をご覧ください。 議案第 1 号は、農地の権利移動の許可についてです。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 順に概略を説明します。 番号 31 番は、譲渡人が県外在住により耕作困難なため、譲受人が家庭菜園畑として利用するため所有権移転するものです。自宅からは数キロ離れていますが、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 32 番です。こちら譲渡人の労力不足のため、経営規模拡大を目指す譲受人が管理・利用するため所有権移転するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 33 番です。 こちら譲渡人の労力不足のため、隣接に住む譲受人が引き続き家庭菜園畑として利用するため所有権移転するものです。全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

議長 議長 議長 議長 (事務局) 中村	次に番号 34 番です。こちら隣接に住む譲受人の要望により、家庭菜園として使用するため所有権移転するものであります。こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 35 番です。こちら譲渡人の労力不足のため、隣接に住む譲受人が家庭菜園畑として利用するため所有権移転するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号 36 番です。こちら地元生産組合に従事する譲受人の要望により、適正な耕作管理のため所有権移転するものであります。こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：牧繪委員、白滝委員、篠宮委員、笠原委員、高島委員 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 24 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。 それでは 18 頁をご覧ください。 番号 24 番は、大字三ツ橋新田地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。工期は、令和 7 年 2 月 17 日から令和 7 年 6 月 21 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 219 m²、所要面積が
---	---

議長 議長 議長 議長 議長 (事務局) 中村	266.4 m² (畑 219.48 m²、宅地 46.92 m² (全て実測)) 建築面積 86.05 m² で建ぺい率は 32.30% となり支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から 3 番までの 3 件、「3 計画変更」1 番から 17 番までの 17 件を上程します。事務局の説明を求めます。 21 頁、議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」は、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 番から 3 番までの 3 件、「3 計画変更」1 番から 17 番までの 17 件であります。 最初に「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番です。 地権者及び耕作者が申請農地を今後 10 年間耕作を継続していく意向があることから、農用地として確保すべき土地として、編入するものです。 次に「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」の 1 番から 3 番です。 28 頁から 30 頁に位置図を添付しましたので併せてご覧ください。 1 番は、申請者が所有する農地を会社の資材置場及び駐車場として利用するため農用地から除外するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。
---	---

	2 番は、祖父が所有している農地に分家住宅を建築するため、農用地から除外するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 3 番は、農用地内に設置されている、鉄塔基礎部分の強度確保のための拡大に伴い、農用地から除外するものです。申請農地は甲種農地に該当するため、原則許可できませんが、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定により、認定電気通信事業者が線路、空中線系、中継施設等を設置する場合、農地転用許可は不要となるため工事可能となります。 今後の予定ですが、1 番と 2 番は、来月に公告を行い、その後に農地法第 5 条の許可申請を行う予定です。 続いて 23 頁から 25 頁まで、「3 計画変更」番号 1 番から 17 番までの 17 件です。26 頁及び 27 頁に新旧対照表を添付しましたので合わせてご覧ください。 1 番から 3 番と、14 番から 17 番は、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。 11 番と 12 番は、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。 4 番から 10 番と 13 番は、各地区において事業完了に伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
牧繪委員	21 ページの 1 番については今までどのような状態だったのでしょうか。
局長	現地を確認したわけではないのですが、今までも耕作は行っており、改めて中山間地域等直接支払交付金の対象にするため農振農用地に編入するものです。
議長	他にございませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。

議長 (事務局) 中村 議長 議長 議長 (事務局) 中村 議長	<議案第４号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第４号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転１３件、貸借権設定６５件を上程します。 はじめに、篠宮委員関連の３１頁、番号５０２番から５０４番と新井委員関連の番号５０９番を除く９件について、事務局の説明を求めます。 それでは３１頁をご覧ください。はじめに篠宮委員、新井委員関連の案件を除く所有権移転９件について説明します。 こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、次に、篠宮委員関連の番号５０２番から５０４番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する篠宮委員は、退席をお願いします。 (篠宮委員 退席) それでは事務局の説明を求めます。 それでは、篠宮委員関連の案件について説明いたします。先ほどと同様、いずれも基盤強化法相対による所有権移転です。 すべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
---	---

議長	特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 それでは、篠宮委員の退席を解除します。 （篠宮委員 復席）
議長	篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 次に、新井委員関連の番号 509 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する新井委員は、退席をお願いします。 （新井委員 退席）
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは、新井委員関連の案件について説明いたします。先ほどと同様、いずれも基盤強化法相対による所有権移転です。 すべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、新井委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 それでは、新井委員の退席を解除します。 （新井委員 復席）

議長	新井委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。
議長	続いて、貸借権設定、番号 487 番から 564 番までの 65 件を上程いたします。最初に、新井委員関連の番号 512 番と私の関連案件の番号 562 番を除く 63 件の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは最初に、両委員の関連案件を除く貸借権設定 63 件を説明いたします。 頁は 34 頁をご覧ください。 内訳といたしましては、新規が 48 件、契約を継続する再設定が 15 件となっております。 新規案件の中でも件数の多い農業法人に関する案件につきましては、面整備が終わり、基盤整備後の耕作者と新規に貸借権設定するものであります。本換地後の地番につきましては、これから農地台帳に反映してまいります。 その他、再設定につきましては、設定期間を 3 年～20 年に設定し、従前からの契約を継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、次に、新井委員関連の番号 512 番について事務局の説明を求めます。 議案に関連する新井委員は退席をお願いします。 (新井委員退席)
(事務局) 中村	それでは、新井委員関連の案件について説明いたします。先ほどと同様、いずれも基盤強化法相対による貸借権設定です。 双方ともに新規で貸借権を設定するものです。こちらも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、新井委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 それでは、新井委員の退席を解除します。 （新井委員 復席）
議長	新井委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。
職務代理	次に、竹内委員関連の番号 562 番について事務局の説明を求めます。 議案に関連する竹内委員は退席をお願いします。 （竹内委員退席）
（事務局） 中村	それでは、竹内委員関連の案件について説明いたします。先ほどと同様、いずれも基盤強化法相対による貸借権設定です。 双方ともに新規で貸借権を設定するものです。こちらも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
職務代理	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
職務代理	特に質問等がないようですので、竹内委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「ありません」の声あり）
職務代理	異議なしと認めます。 それでは、竹内委員の退席を解除します。 （竹内委員 復席）
職務代理	

議長	竹内委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第４号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「ありません」の声あり）。 異議なしと認めます。 議案第４号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長 (事務局) 中村	<議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号１６番から１８番までの３件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは４８頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は次の頁にある対象農用地リストのとおりです。主に相互の農作業の効率化を目的に農地の集約を図るため耕作者変更を行うものであります。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	（「ありません」の声あり） 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第５号について、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

議長 (中郷区) 丸山 議長 議長 議長 (中郷区) 丸山 議長 議長 議長	(中郷区駐在室分の議案) <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7120番から7129番までの10件を報告します。事務局の説明を求めます。 それでは、1頁をご覧ください。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7120番から7129番までの届出書を受理しましたので報告します。 番号7120番から7125番までは、農事組合法人の解散に伴い、新たに他者へ貸し付けるものです。 番号7126番から7129番までは受け手の労力不足により新たに他者へ貸し付けるものです。 10件とも合意による解約であり、返還後の利用計画については、全て「他者へ貸付予定」です。 私からの説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、10件を承認します。 <議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。 3頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」の1件について説明いたします。 4頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号1番「泉溜池」は、事業が完了したことに伴い削除するものです。 私からの説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
---	---

議長	議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
(中郷区) 丸山	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 11 件を上程します。貸借権設定、番号 7161 番から番号 7171 番の 11 件について、事務局の説明を求めます。 5 頁からの貸借権設定、番号 7161 番から 7171 番の 11 件について説明します。 番号 7161 番は、法人解散に伴う合意解約によりこれまでの契約を終了し、新たな借り手が耕作するものです。 番号 7167 番と番号 7170 番の 2 件は、契約期間満了によりこれまでの借り手に代わり、新たな借り手が耕作するものです。 番号 7162 番から 7166 番、7168 番、7169 番、7171 番の 8 件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続きこれまでの借り手が耕作を行うものです。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
議長	（「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議長 (板倉区) 宮尾 議長 議長 議長 (板倉区) 宮尾	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案) ＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7519 番から 7554 までの 36 件を報告します。事務局の説明を求めます それでは、1 頁をご覧ください。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7519 番から 7554 番までの届出書を受理しましたので報告します。 番号 7527 番から 7544 番までは、農事組合法人の労力不足による解散に伴い、新たに法人へ貸し付けるものです。 番号 7545 番は、山間地で耕作が不便なため、休耕するものです。 番号 7546 番は、基盤整備事業により、機構と再契約を結ぶものです。 その他は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」と「他者へ売却」です。 関連案件は、上越市農用地利用集積計画 10 頁から 11 頁に上程してあります。 私からの説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、36 件を承認します。 ＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞ 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7511 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。 それでは、8 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7511 番を説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7511 番は、自宅から遠方で耕作の継続が困難との地主の要望により、譲受人が自営する店舗の隣地であり、今までも畑作を手伝っていることから今後、家庭菜園として耕作するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
---	---

議長	現地確認いただいた板倉区の農業委員から補足説明をお願いします。 4 番 古川委員をお願いします。
古川委員	
議長	「特段、問題・異常なし」と報告あり ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 11 件、貸借権設定 95 件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号 7691 から 7701 番について事務局の説明を求めます。
(板倉区)	
宮尾	それでは、9 頁をご覧ください。所有権移転設定、番号 7691 番から 7701 番の 11 件について説明します。 いずれも、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	続いて、貸借権設定、番号 7596 番から 7690 番の 95 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(板倉区)	

宮尾	それでは、12 頁をご覧ください。貸借権設定、番号 7596 番から 7690 番の 95 件について説明します。 番号 7596 番から 7690 番のすべての案件は、再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7542 番から 7543 番までの 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	それでは、32 頁をご覧ください。番号 7542 番、7543 番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は次のページ 33 頁にある対象農用地リストのとおりです。 契約期間については、期間は令和 7 年 2 月 28 日から令和 8 年 12 月 31 日までと、令和 7 年 2 月 28 日から令和 9 年 2 月 9 日までの 2 件です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）

議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定します。
議長 (板倉区) 宮尾	<議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程いたします。事務局の説明を求めます。 それでは、34 頁をご覧ください。議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」の 2 件について説明いたします。 35 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号 1 番「高野地区」、番号 2 番「休場池」は、事業が完了したことに伴い、削除するものです。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	（「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 4 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	（清里区駐在室分の議案） <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

(清里区) 中条 議長 議長 議長 (清里区) 中条 議長 議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 8120 番から 8215 番の 96 件を報告します。事務局の説明を求めます 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8120 番から 8215 番の 96 件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した 96 件は、いずれも合意による解約です。番号 8120 番から 8213 番については、農地中間管理機構関連農地整備事業による圃場整備を計画している地区の農地中間管理権設定のための合意解約です。返還後の利用計画は、8120 番から 8213 番が中間管理機構へ貸付、番号 8214 番、8215 番が他者への売買です。関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、96 件を承認します。 <議案第 1 号「農地第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。 18 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番の 1 件を説明します。 番号 8102 番の譲受人は、以前から農業に携わっていましたが、僅かですが畑の耕作を増やすべく、自宅前の当該地を購入することとなりました。 提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 巻末の別紙「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：綿貫委員 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
---	---

議長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
(清里区) 議長 中条	<議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、を上程します。事務局の説明を求めます。 19 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」1 件について説明いたします。 19 頁をご覧ください。20 頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 番号 1 番「塚山池」は、事業が完了したことに伴い、削除するものです。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
議長 (清里区) 中条	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。 <議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。番号 8142 番について、事務局の説明を求めます。 21 頁をご覧ください。 貸借権設定、番号 8142 番について説明します。 再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。

議長	改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(名立区駐在室分の議案) ＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を説明します。 番号 9501 番につきましては、農地の集約を図りたい譲受人の要望により、譲渡人の農地と交換を行うものです。年内に事務手続きを行いたいとの譲受人の希望から先行して、事務処理を行うものです。 なお、交換する一方の農地の申請については、次回以降の農地部会にて上程する予定です。 提出のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	現地確認いただいた名立区の農業委員から補足説明をお願いします。 ※現地確認：松本委員、穂苅委員
名立区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	

白滝委員	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
(名立区)	
高橋	交換とは何でしょうか。 譲渡人の所有する農地と譲受人の所有する農地を交換することを言います。申請人の要望により、一方の議案を先行して上程しました。もう一方の農地の申請については、次回以降の農地部会にて上程する予定です。
議長	他にありませんか。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」1番から7番までの7件を上程します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	2頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見については」、「1計画変更」1番から7番までの7件であります。 4頁に新旧対照表を添付しましたので、併せてご覧ください。 2項1番2番、3項8番は、団農道・集落道整備事業のうち防災減災対策の事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。 次に、2項、番号3番から6番の4件は、事業が完了したことに伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。 私からの説明は以上です
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

議長	（「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第２号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに異議ございませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第２号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。事務局から何かありませんか。
議長	（「ありません」の声あり） それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。